

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

準備書面（3）

令和7年12月16日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人	志	水	崇	通
	鬼	頭	忠	広
	鈴	木	吉	憲
	藤	牧	高	浩
	岡	田	健	斗
	富	永	健	嗣
	岸		彩	子
	林		花	梨
	渡	邊	栄	璃
	柳	澤	泰	洋
	村	松		剛
	松	下	謙	祐
	山	本	幹	人

被告は、令和7年10月9日の第4回口頭弁論期日において、御庁から、準備事項として、①「内閣官房及び内閣府の組織図及び国葬儀についての検討態勢（決裁ライン）がわかる書証」及び②「探索依頼に係る書証」の提出並びに③原告の2025年（令和7年）10月2日付け求釈明書に対する対応の検討を求められた。これを踏まえ、被告は、本準備書面において、前記①ないし③の準備事項につき検討した結果を回答する（後記第1ないし第3）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 ①内閣官房及び内閣府の組織図及び国葬儀についての検討態勢（決裁ライン）について

1 内閣官房について

(1) 内閣官房の組織図等

ア 内閣官房の組織図は、乙第11号証の1のとおりである（ただし、乙第11号証の1のうち、「内閣」、「内閣総理大臣」及び「国務大臣」は、いずれも内閣官房を構成する機関又は職員に含まれない。）。

イ 内閣官房は、内閣法（昭和22年法律第5号）12条1項に基づき内閣に置かれる機関である。そのうち内閣総務官室は、内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）1条に基づき内閣官房に置かれる内部組織であり、内閣官房組織令2条1項の事務をつかさどる。

内閣総務官室の事務は、内閣総務官室に一人置くこととされている内閣総務官が掌理する（内閣官房組織令2条2項、3項）。

内閣総務官室（総理大臣官邸事務所を含む。）には、内閣総務官、内閣審議官、内閣参事官、企画官、各担当職員（内閣総務官室に所属して一定の事務を担う参事官補佐や主査等の職員）等が属している。

(2) 内閣官房の国葬儀についての検討態勢（決裁ライン）

ア 閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについては、内閣官房における定例的・定型的な業務ではない総理大臣経験者の葬儀の形式という事案に鑑み、保秘の観点から、上席の職員である内閣総務官室の西澤元参事官及びその部下である御厩敷元企画官(以下「西澤元参事官ら」という。)の2名のみで検討を行ったものであり、この件に関してほかに関わった職員は存在しない(乙7・2ページ、乙8・2ページ)。

イ 内閣官房においては、同じく内閣に置かれる機関である内閣法制局に対して意見を求めることは、法令の解釈を確認するために一般的に行われている業務の一つであるため、それ自体は決裁事項とされていない(このこと自体は内閣府においても同様である。)。本件においても、内閣法制局に意見を求めるに当たり、決裁は行われていない。

ウ また、内閣法制局に意見を求めた案段階文書の作成に関しては、西澤元参事官がアウトラインを提示し、御厩敷元企画官が同アウトラインに肉付けする形で作成した後、内閣法制局からの指摘を踏まえて御厩敷元企画官が修正作業を行い、西澤元参事官に修正内容の了解をとったものである。

内閣法制局の指摘を踏まえて修正した後の案段階文書については、御厩敷元企画官が内閣総務官と西澤元参事官に共有したほか、内閣法制局長官まで了であることを西澤元参事官が電話で上司である内閣総務官に報告をした。なお、内閣総務官室に属する内閣審議官も西澤元参事官の上司であるが、内閣審議官は「命を受けて、内閣総務官室の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及び内閣総務官室の事務の一部を総括整理する」(内閣官房組織令7条3項)職であるところ、前記アの検討に係る命は受けていないため、前記アの検討には関与しておらず、前記アの検討に係る報告も受けていない。

(以上につき、乙7・2及び3ページ、乙8・1及び2ページ)

2 内閣府について

(1) 内閣府の組織図等

ア 内閣府の組織図は乙12のとおりである。

イ 内閣府は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）2条に基づき内閣に置かれる機関である。

内閣府大臣官房総務課は、内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）10条に基づき内閣府大臣官房に置かれる課であり、内閣府本府組織令11条各号に定める事務をつかさどる。同課には、内閣府設置法17条4項及び5項の規定に基づき、課長が置かれている。

(2) 内閣府の国葬儀についての検討態勢（決裁ライン）について

ア 閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについては、内閣府における定例的・定型的な業務ではない総理大臣経験者の葬儀の形式という事案に鑑み、保秘の観点から、上席の職員である内閣府大臣官房総務課の中嶋元課長及び田原元課長補佐（以下「中嶋元課長ら」という。）の2名のみで検討を行ったものであり、この件に関してほかに関わった職員は存在しない（乙9・1枚目、乙10・1及び2枚目）。

イ 内閣府においても、内閣官房について前記1(2)イで述べたのと同様、内閣法制局に対して意見を求めること自体は決裁事項とされていないため、内閣法制局に意見を求めるに当たり、決裁は行われていない。

第2 ②探索依頼に係る書証について

1 内閣官房

内閣総務官宛ての行政文書開示請求に対応する事務は、内閣総務官室の情報公開担当者が担当している。本件開示請求1については、内閣総務官室の情報公開担当者が、同請求を受けて、同室所属の職員（令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した西澤元参事官らを含む。）に対して探索指示を行い、各職員が行政文書の保存場所である同室及び総理大臣官邸各室の執務室内、書庫及び共

有フォルダ（乙13）を対象に探索を実施するとともに、当時の担当職員（西澤元参事官ら）が各自の執務室の机の周辺及び各自の使用端末（公用携帯を含む。）を対象に探索を実施したが、本件文書1の存在は確認できなかった（乙7・3ページ、乙8・3ページ、乙14）。なお、探索の経緯に係る文書はない。

2 内閣府

当時の国葬儀事務局情報公開担当者が、行政文書の保存場所である国葬儀事務局の執務室内、書庫及び共有フォルダ（乙15）の探索を実施するとともに、内閣府大臣官房総務課の令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した担当者（中嶋元課長ら）及び国葬儀事務局で本件開示請求2の対象となる行政文書（本件文書2）を取得した可能性のあった同事務局文書担当者（当時の国葬儀事務局の情報公開担当者と富永健嗣元参事官の2名）が、各自の使用する端末（公用携帯を含む。）や各自の執務スペースを確認したが、本件文書2の存在は確認できなかった（乙9・2枚目、乙10・2枚目、乙16）。なお、探索の経緯に係る文書はない。

第3 ③原告の2025年（令和7年）10月2日付け求釈明書に対する対応の検討結果について

1 「第1 「案段階以外文書」の対象範囲について」について

(1) 「1 被告は、本件開示請求の対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのか。」について

ア 内閣官房

本件開示請求1の補正後の対象文書の記載のとおり、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を

除く。」(本件文書1。甲12)と特定した。

イ 内閣府

本件開示請求2の補正後の対象文書の記載のとおり、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書(4枚)を除く。」(本件文書2。乙3)と特定した。

- (2) 「2 文書類(ii)、(vi)、(vii)で、①または②に該当するとされた文書につき、それぞれ、以下の事項を明らかにされたい。なお、各類型に該当する文書が複数存在する場合には、それぞれの文書ごとに、個別に、(1)～(5)を明らかにされたい。」について

被告の令和7年9月17日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)第1の3(1)(6及び7ページ)で述べたとおり、文書類(ii)、(vi)、(vii)について、本件開示請求1の対象文書(本件文書1)である「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」又は本件開示請求2の対象文書(本件文書2)である「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやり取りした内容を記録した文書一切。※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書(4枚)を除く。」に含まれる文書は不存在である。

なお、原告からは、本件訴訟外において、安倍元総理の国葬儀等に関する文書について、内閣官房に対しては以下の表1のとおり本件開示請求1を含め14件の開示請求が、内閣府に対しては以下の表2のとおり本件開示請求

2を含め25件の開示請求がそれぞれされており、これらの開示請求に対しては、内閣官房及び内閣府において、開示請求書に記載された文書を対象とし、それらの作成、取得及び保有の有無をそれぞれ確認した上で、既に延べ数万ページに及ぶ行政文書の開示決定をしてきたところである。

表1（内閣官房）

	請求内容	結果
1	令和4年度応接録のうち、「02 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」（冒頭1枚目の行政文書を除く。） ※内閣法制局からの移送事案	全部開示
2	国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。	不開示 (不存在)
3	①2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内閣官房内閣総務官室の担当者の氏名と役職がわかる文書。 ※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。	不開示 (不存在)
4	②2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内への報告にかかる記録一切。 ※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。	全部開示
5	③2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内での協議にかかる記録一切。 ※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。	不開示 (不存在)

6	<p>④2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房外への報告にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	<p>不開示 (不存在)</p>
7	<p>⑤2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房外との協議にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	<p>不開示 (不存在)</p>
8	<p>閣議決定を以て安倍晋三元首相の国葬（儀）を開催することに関する、議員からの質問（質問主意書、国会質疑、問い合わせ等を含む）に対する以下の文書及び電磁的記録等一切</p> <p>1、第209回国会（臨時会）における、小西洋之議員の質問主意書「質問第24号」への答弁書作成において作成・使用した文書及び電磁的記録等一切</p> <p>2、第209回国会（臨時会）における、辻元清美議員の質問主意書「質問第10号」への答弁書作成において作成・使用した文書及び電磁的記録等一切</p> <p>3、安倍晋三元首相の国葬（儀）に関して、令和4年11月15日の参議院外交防衛委員会での小西洋之議員の質疑に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切（国会想定問答集等）</p> <p>4、安倍晋三元首相の国葬（儀）に関して、辻元清美議員の国会質疑に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切（国会想定問答集等）</p> <p>5、安倍晋三元首相の国葬（儀）に関して、上記3と4以外の議員からの質問に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切（国会想定問答集等）</p>	<p>不開示 (不存在)</p>
9	<p>①内閣府設置法の制定過程において、同法4条3項33号に関する国会質問に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切</p>	<p>不開示 (不存在)</p>

10	②内閣府設置法の制定過程において、同法 4 条 3 項 33 号の検討に関し使用された、内閣法制局関連資料一切（具体的法案（条文）化作業・審査の段階における説明資料及び法制局参事官のコメントを記録した文書等）	不開示 (不存在)
11	③安倍晋三元首相の国葬(儀)に関する、記者会見での想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切	不開示 (不存在)
12	④令和 4 年 7 月 22 日開催の松野博一官房長官記者会見での想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切	不開示 (不存在)
13	⑤令和 4 年 7 月 22 日の閣議決定「故安倍晋三の葬儀の執行について」の決定過程において作成・使用された文書及び電磁的記録等一切	部分開示
14	行政文書ファイル管理簿	全部開示

表 2（内閣府）

	請求内容	結果
1	令和 4 年度応接録のうち、「02 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」（冒頭 1 枚目の行政文書を除く。） ※内閣法制局からの移送事案	全部開示
2	国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和 4 年 7 月 12 日～14 日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。 ※府総第 924 号令和 4 年 9 月 26 日付で開示の実施をした文書（4 枚）を除く。	不開示 (不存在)
3	法律案審議録 内閣府設置法案（平成 11 法律 89）のうち、内閣法制局に提出されたもの	全部開示
4	①2022 年 7 月 12 日～14 日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内閣府大臣官房総務課の担当者の氏名と役職がわかる文書。 ※いずれも内閣法制局一第 20 号令和 4 年 8 月 18 日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。	不開示 (不存在)

5	<p>②2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府内への報告にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	全部開示
6	<p>③2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府内での協議にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	不開示 (不存在)
7	<p>④2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府外への報告にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	不開示 (不存在)
8	<p>⑤2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府外との協議にかかる記録一切。</p> <p>※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。</p>	不開示 (不存在)
9	<p>①内閣府設置法の制定過程において、同法4条3項33号に関する国会質問に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切</p>	全部開示
10	<p>②内閣府設置法の制定過程において、同法4条3項33号の検討に関し使用された、内閣法制局関連資料一切（具体的法案（条文）化作業・審査の段階における説明資料及び法制局参事官のコメントを記録した文書等）</p>	部分開示
11	<p>③閣議決定を以て安倍晋三元首相の国葬（儀）を開催することに関する議員からの質問（質問主意書、国会質疑、問い合わせ等を含む）に対する想定問答が記録された文書及び電磁的記録等一切</p>	部分開示

12	①故安倍晋三国葬儀閣議決定等決裁等（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：政府主催式典関係）	部分開示
13	②故安倍晋三国葬儀質問主意書（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：質問主意書）	部分開示
14	③国会に関する資料（故安倍晋三国葬儀）（令和 4 年度）（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：国会に関する資料）	部分開示
15	④令和 4 年度行政文書開示決定通知書等（故安倍晋三国葬儀）（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：情報公開関係）	部分開示
16	⑤令和 4 年度情報公開請求に係る不服審査請求書及び裁決書等（故安倍晋三国葬儀）（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：情報公開関係）	部分開示
17	⑥令和 4 年度訴訟関係（故安倍晋三国葬儀）（作成・取得年度等：2022 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：訴訟関係）	部分開示
18	⑦令和 5 年度訴訟関係（故安倍晋三国葬儀）（作成・取得年度等：2023 年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：訴訟関係）	部分開示
19	⑧令和 5 年度情報公開請求に係る不服審査請求書及び裁決書等（故安倍晋三国葬儀）（作成・取得年度等：2023 年度、府省庁名：内閣府、大分類管理、中分類：情報公開関係）	部分開示
20	⑨行政文書ファイル管理簿	全部開示
21	法律案審議録 内閣府設置法案（平成 11 法律 89）のうち、内閣法制局に提出されたもの	全部開示
22	①内閣府設置法の制定過程において、同法 4 条 3 項 33 号に関する以下の文書 ・国会質問に対する想定問答（1999.6.15）※該当部分抜粋 ・国会質問に対する想定問答（1999.11.30）※該当部分抜粋	全部開示

23	<p>②内閣府設置法の制定過程において、同法4条3項33号の検討に関し使用された内閣法制局関連資料</p> <p>(1)条文 (1999.4.9) ※該当部分抜粋</p> <p>(2)条文 (1999.4.10) ※該当部分抜粋</p> <p>(3)条文 (1999.4.11) ※該当部分抜粋</p> <p>(4)条文 (1999.4.12) ※該当部分抜粋</p> <p>(5)条文 (1999.4.14) ※該当部分抜粋</p> <p>(6)条文 (1999.4.15) ※該当部分抜粋</p> <p>(7)条文 (1999.4.16) ※該当部分抜粋</p> <p>(8)条文 (1999.4.17) ※該当部分抜粋</p> <p>(9)条文 (1999.4.18) ①※該当部分抜粋</p> <p>(10)条文 (1999.4.18) ②※該当部分抜粋</p> <p>(11)条文 (1999.4.19) ※該当部分抜粋</p> <p>(12)条文解釈 (1999.5.20) ※該当部分抜粋</p> <p>(13)条文解釈 (1999.5.24) ※該当部分抜粋</p> <p>(14)任務規定 (3項事務関連) について (案) (1999.4.16) ※該当部分抜粋</p> <p>(15)任務規定及び所掌事務規定 (3項事務関連) について (1999.4.18) ※該当部分抜粋</p> <p>(16)任務規定及び所掌事務規定 (3項事務関連) について (1999.4.19) ※該当部分抜粋</p> <p>(17)所掌事務逐条解説 (1999.3.26) ※該当部分抜粋</p> <p>(18)所掌事務逐条解説 (1999.4.10) ※該当部分抜粋</p> <p>(19)所掌事務逐条解説 (1999.4.16) ※該当部分抜粋</p> <p>(20)公式制度法制局関係資料 (1999.4.14) ※該当部分抜粋</p> <p>(21)用例集 (1999.4.18) ※該当部分抜粋</p>	部分開示
----	---	------

24	内閣府設置法の制定過程で作成された所掌事務逐条解説の最終版	(取下げ)
25	故安倍晋三国葬儀事務局による、国葬儀に関する有識者意見聴取の実施にあたって、有識者に提供した資料一切。	全部開示

2 「第2 内閣法制局への照会内容について」について

被告準備書面(1) (5及び6ページ) 及び同準備書面(2) (2及び3ページ) で述べたとおり、内閣官房及び内閣府は、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかという法律問題について検討を行い、案段階文書を作成した上、内閣法制局に意見を求めることとした。内閣官房及び内閣府は、令和4年7月12日、内閣法制局を訪問し、案段階文書を示して内容を説明したところ、同局からは、その場で具体的な指摘はされなかった。また、同月13日及び同月14日には、内閣官房及び内閣府の内閣法制局への相談は実施されていない。

以 上